

糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画（案）の意見反映状況

※第2回策定委員会での意見に対する反映状況

No,	頁	意見内容	修正・追加等
1	全般	計画中に写真やイラストを入れてはどうか。	やわらかいイメージのイラストを配置。
2	2	計画期間中に、制度の改訂等があった場合の計画見直しは。	3 本計画の期間 に必要に応じて計画を見直すことを記載。
3	3	支援体制イメージ図の前の文章に「にいがた被害者支援センター」等を加えてはどうか。	2 支援の目的と支援体制 の後段に「にいがた被害者支援センター」「性暴力被害者支援センターにいがた」を記載。
4	6	支援施策の【相談及び情報の提供等】は市条例第9条としてまとめて、総合窓口の設置と相談受付対応と記載したほうがよい。	市条例9条としてまとめ、総合窓口の設置と相談受付対応、支援内容の周知を記載。
5	7、8	施策の「案内します。」との記載について、具体的な援助内容まで記載したほうがよい。	「案内します。」を「手続きを行います。」として記載。

糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画（案）の意見反映状況

No,	頁	意見内容	修正（追加）後
6	9	【安全の確保】個人情報の保護は、市職員の個人情報に関する理解等具体的な記載が必要。	内容に「個人情報保護の重要性について、研修等により職員の理解を深める」ことを記載。
7	10	【住居の安定】市条例第14条「入居の優先的な対応」を記載したほうがよい。	「市営住宅の優先入居」を追加記載。
8	10	【雇用の安定】事業者への理解の増進について具体策。	文書等での啓発や、市ホームページでの情報発信を記載。
9	11	【理解の増進】市条例第16条 再被害を防ぐという観点で、教育活動を通じての具体策を掲載すべき。	人権教育、同和教育の推進の施策を記載。